

外国人技能実習制度の見直し ヒアリング資料

平成26年2月27日(木)

全国中小企業団体中央会

1. 全国中央会の取り組み

(1) 改正入管法等の普及・指導(平成21・22年度実施:国庫補助)

①外国人研修・技能実習制度円滑化対策事業(全国中央会)

- ・ 指導マニュアル作成
- ・ 都道府県中央会指導員研修
- ・ 組合役職員向け研修(都道府県中央会が実施)

②外国人研修・技能実習制度適正化指導事業(都道府県中央会)

- ・ 外国人技能実習受入組合(監理団体)並びに組合員(実習実施機関)への指導

(2) 現在の取り組み

①外国人技能実習制度受入状況調査の実施(別紙)

- ・ 都道府県中央会を通じて外国人技能実習受入組合等の把握(4月現在)

②都道府県中央会への指導・連絡

- ・ 都道府県中央会指導員等研修等を通じて指導
- ・ 入管法、労働関係法令等の改正事項等の連絡・周知

③都道府県中央会において巡回指導事業として外国人技能実習生受入組合へ指導

- ・ 不正行為組合等については集中指導

④行政庁の会議・委員会等への参画

a. 法務省(警察庁・厚生労働省)の会議

「不法就労外国人対策等協議会による経営者団体への説明会」(平成25年6月5日)

b. 経済産業省(法務省・厚生労働省等)の会議

「第24回第外国人研修指導協議会」(平成25年6月24日)

c. 公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)

「外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会全体会議」(平成25年2月25日)

外国人研修生・技能実習生受入状況調査結果(平成25年4月1日現在)

外国人研修生受入組合数の推移

対応状況	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在
1.研修実施中の組合	882	1,041	1,096	1,245	1,237	－	－	－
2.在留資格認定証明書交付済の組合	140	175	213	240	440	－	－	－
3.在留資格認定証明書交付申請中の組合	239	277	395	294	284	－	－	－
4.地方入国管理局事前相談中の組合	96	122	202	178	－	－	－	－
5.研修生受入れ検討中の組合	111	124	163	226	－	－	－	－
対応組合合計(延べ組合数)	1,468	1,739	2,069	2,183	1,961	－	－	－
受入れ組合員数	11,240	13,086	13,790	14,009	11,891	－	－	－
受入れ研修生数	34,480	41,110	42,379	42,808	35,011	－	－	－

外国人技能実習生受入組合数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在	4月現在
技能実習実施中の組合	754	888	1,020	1,174	1,262	1,497	1,516	1,431
受入れ組合員数	10,902	13,669	14,553	16,479	16,878	22,142	25,049	23,441
受入れ実習生数	39,463	49,908	54,797	62,712	68,324	93,053	97,782	105,368
技能実習生1号口	－	－	－	－	－	34,171	40,765	42,054
技能実習生2号口	－	－	－	－	－	58,882	57,017	63,314
職業紹介事業の許可あるいは届出	－	－	－	－	－	1,279	1,383	1,353
・有料許可	－	－	－	－	98	211	220	219
・無料許可	－	－	－	－	52	162	152	198
・無料届出	－	－	－	－	402	906	1,011	936

2. 外国人技能実習制度への改正要望等

(1) 全国中央会における改正要望

「第65回中小企業団体全国大会決議」から抜粋

<要望事項>

外国人技能実習制度の適正な見直し

- ① 外国人技能実習制度について、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。
- ② 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。

<背景・理由>

外国人技能実習制度の適正な見直し

①外国人技能実習生の受入れ対象業種・受入れ人数枠の拡大

外国人技能実習制度は、技能実習生に我が国技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている。このため、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の外国人技能実習生の受入れ人数枠を拡大するべきである。

②雇用保険及び厚生年金の特例措置の創設

外国人技能実習生は最大3年間の滞在が許可され、雇用保険及び厚生年金の加入が義務づけられている。外国人技能実習生は、帰国時には厚生年金の脱退一時金を受け取ることが可能だが、その額は不十分で直接年金とは結びつかない。また、雇用保険の失業等受給が事実上不可能となっている。そのため、外国人技能実習生の雇用保険及び厚生年金の加入については特例措置を設けるべきである。

(2) その他外国人技能実習生制度の実施組合等からの要望

○対象業種・職種の拡大

- ・対象業種・職種を大幅に拡大し、例えば自動車整備業、ホテル業等のサービス、流通業やNC工作機械等の追加等、我が国産業の実情を踏まえたものにすべき

○包括的な職種・作業の設定

- ・多能工化の進展等に産業現場の実態を踏まえ、一連の工程や複数の職種・作業を包摂する職種・作業の設定を行うべき

○受入れ人数の拡大

- ・適性かつ効果的な受入事業を実施している優良な受入企業については、受入人数を増やすことができる制度設計にすべき

○再技能実習制度の創設

- ・優秀で意欲のある技能実習生には、一定条件の下に再入国を認め、更に2年程度、よりレベルの高い技能を習得できる「高度技能実習制度」を創設すべき

○受入期間の延長

- ・技能実習生の受入期間を現状の3年間から5年間へ延長すべき